

令和7年3月4日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署長 山本 満久

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 令和7年度 下越森林管理署昇降機メンテナンス請負業務
詳細については別紙「仕様書」及び「請負契約書(案)」のとおり。
- 2 履行期間 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
- 3 履行場所 新潟県新発田市大手町4丁目4番15号 下越森林管理署
- 4 見積書等提出の日時・場所 日時 令和7年3月19日(水)9時00分まで
場所 下越森林管理署総務グループ(経理担当)
※電子調達システムによる提出をお願いします。
※電子調達システムで提出することができない場合は、持参又は配達証明が確認可能な郵便による提出を認めます。(提出方法は「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」による。)
- 5 提出書類 (1)見積書
※電子調達システムで提出する場合の**見積額は税抜金額を入力**してください。
※紙で提出する場合も**見積額は税抜金額を記載し、必ず日付を記載**してください。
(2)令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し
※紙で提出する場合は上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名)見積書在中」と朱書きで記載の上、提出してください。
- 6 契約の締結日 契約締結は令和7年4月1日、履行期間の開始は令和7年4月1日とします。ただし、令和7年度予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合には、契約締結日はその予算成立日とします。
- 7 必要な資格等 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東甲信越地域の競争参加資格「役務の提供等」を有する者とします。
- 8 その他 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。

電話: 0254-22-4146

担当: 総務グループ 総括事務管理官
e-mail: ks_kaetsu_postmaster@maff.go.jp

昇降機メンテナンス請負業務契約書（案）

- 1 業務請負名 令和7年度 下越森林管理署昇降機メンテナンス請負業務
- 2 業務場所 新潟県新発田市大手町4丁目4番15号
下越森林管理署
- 3 業務内容 別紙「昇降機メンテナンス作業仕様書」のとおり
- 4 請負期間 自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日
- 5 請負金額 ¥ 円（内消費税額及び地方消費税額 円）
（定期点検料 円×6回＋消費税）
（法定検査料 円×1回＋消費税）
- 6 契約保証金 免除

上記の作業について、発注者 分任支出負担行為担当官 下越森林管理署長 山本満久（以下「甲」という。）と請負者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、下記条項により請負契約を締結し、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

(甲) 住所 新潟県新発田市大手町4丁目4番15号
氏名 分任支出負担行為担当官
下越森林管理署長 山本 満久

(乙) 住所
氏名

条 項

(総 則)

第1条 乙は、頭書の作業を別紙「作業仕様書」に従い実施し、甲は、これに対し請負代金を支払うものとする。

(作業対象昇降機及び点検回数等)

第2条 本契約の対象となる昇降機（以下「対象昇降機」という。）及び点検回数等は別紙「メンテナンス対象昇降機」のとおりとする。

(作業実施日)

第3条 作業の実施に当たって、乙は事前に作業日時等について甲に連絡し、甲の承諾を得た日時に作業を実施するものとする。

(権利、義務の譲渡)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第3者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(作業上の注意事項及び秘密の保持)

第5条 乙及び乙の作業員は、安全に十分注意し、甲の公務執行に支障をきたさないよう作業を実施するものとする。また、作業中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(所有機器等)

第6条 乙は作業を実施するために必要な機器等を、甲の承諾を得て対象昇降機及び建物等に乙の費用負担により設置できるものとする。

(作業実施報告)

第7条 乙は、作業終了後に、当該業務内容を乙所定の報告書によって甲または甲の指定した者に報告するものとし、甲または甲の指定した者が内容を確認することによって当該業務を完了したものとする。

(請負代金の支払)

第8条 乙は、当該業務を完了した当月末締めをもって請負代金の請求をすることができる。

2 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請負代金の支払をしなければならない。また、甲の都合により支払期限を超過し支払遅延となった場合は、期限の

翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の支払遅延利息を乙に支払うものとする。

（業務の履行責任）

第9条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

（甲の催告による解除権）

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（1）乙が、メンテナンス作業仕様書に基づく作業の実施等契約上の義務を履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

（2）この契約について、乙が契約上の義務違反又は不正行為をしたと甲が認めたとき。

(甲の催告によらない解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第15条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第12条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第13条 甲は、業務が完了しない間は、第10条又は第11条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲は、第10条及び第11条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(乙の催告による解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができ

る。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第16条 乙は、次の各号の一に該当すると認めるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 甲がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不可能となったとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第17条 第15条及び前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、第15条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第18条 第9条又は第10条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

(解約時の支払)

第19条 この契約を解除した場合、甲が認めた既済部分に対しては、その請負代金を甲は乙に支払うものとする。

(債権・債務の相殺)

第20条 この契約により、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(作業の中止又は作業内容の変更)

第21条 甲は、必要があるときは、作業の中止又は作業内容を変更することができる。この場合に請負金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第23条 この契約に関し紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第24条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第25条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を

含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、違約金として100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙1 特約条項のとおり

別紙 1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人

等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

昇降機メンテナンス作業仕様書

本仕様書は、分任支出負担行為担当官下越森林管理署長が発注する令和7年度下越森林管理署昇降機メンテナンス請負業務を受託する者が行う役務について、その仕様を定めるものである。

また、本作業を実施するに当たっては、この仕様書に基づいて実施するものとし、これに示されない細部の事項については、契約の範囲内で甲の指示に従い作業を実施するものとする。

1 目的

下越森林管理署署内に設置している昇降機を利用するに当たり安全性の向上を図るとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）第12条第3項及び第4項に基づく年1回の法定検査を実施するものである。

2 業務名請負名

令和7年度 下越森林管理署昇降機メンテナンス請負業務

3 履行場所

下越森林管理署（新潟県新発田市大手町4丁目4番15号）

4 対象機器

クマリフト株式会社 KS-3B-3SL12-RV

5 履行期間

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

6 業務内容

(1) 定期点検

ア 2か月に1回、昇降機が常に安全に作動するよう、点検及び必要な調整を実施すること。

なお、実施日時（注）については発注者と協議の上決定すること。

（注）時間帯は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項及び第2項に規定する行政機関の休日を除く9時から16時までとする。

イ 定期点検の内容は、別表「昇降機設備点検内容一覧」のとおりとすること。

ウ 定期点検に必要な消耗品及び材料は乙の負担とすること。

エ 定期点検の結果は、乙所定の作業報告書により報告すること。

(2) 法定検査

年1回、法第12条第3項及び第4項に基づく法定検査を実施し、結果を乙所定の様式により報告すること。

7 作業員の資格

本業務に従事する作業員については、二級建築士又は昇降機等検査員資格を有した者とする。

8 故障時等の対応

不時の故障等の連絡を受けた場合は、最短の停止時間で昇降機を復帰させるよう、適切な処置を実施すること。

9 緊急保守点検

万が一、昇降機に故障及び障害が発生した際の発注者から要請があった場合は、その都度直ちに経験豊富な専門の技術者を派遣し、必要な修理及び調整を行い解消すること。その際に受注者は、当該行為において必要になった部品代金の見積をすること。発注者は、見積が必要と認められかつ価格も適正と認められる場合は、当該行為の部品代金を支払うものとする。

また、定期点検の結果、点検実施者が修理、部品の取替、交換などの整備が必要と判断した場合も同様とする。

10 特記事項

- (1) 本業務の実施に当たり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行うとともに事故防止に努めること。
- (2) 本業務において発生する費用は全ての受注者の負担とする。ただし、上記9の部品代金はこの限りではない。
- (3) 点検終了後は、後片付け（不要材料及び仮設物を処分又は撤去）及び清掃を行うこと。
- (4) 既設の構造物を汚染又は損害を与えたときは、受注者の責任で復旧すること。
- (5) 業務の処理上、知り得た情報等を他人に漏らしてはならない。このことは、履行期間終了後も同様とする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めることとする。

メンテナンス対象昇降機

- 1 所在地：新潟県新発田市大手町4丁目4番15号
- 2 建物名：下越森林管理署
- 3 昇降機の種類
クマリフト株式会社 KS-3B-3SL12-RV
 - (1) 機種：小型エレベーター
 - (2) 用途：乗用
 - (3) 積載量：200kg
 - (4) 速度：12m/分
 - (5) 階床数：2停止
 - (6) 遠隔監視：無
 - (7) 設置年月：平成21年3月
- 4 点検等回数
 - (1) 定期点検：2か月に1回（年間6回）
 - (2) 法定検査：年1回（法第12条第3項及び第4項による。）

昇降機設備 点検内容一覧

対象機種：クマリフト株式会社 KS-3B-3SL12-RV

箇所	機器名	点検内容	ホーム/小型
機械室	機械室環境	・機械室環境の確認 ・手巻きハンドル等備品の異常の有無	●
	制御盤	・各盤の固定状態、扉、カバーの開閉状態、ロック状態の確認 ・接触器本体の損傷の有無、端子の緩みの点検 ・安全チェック回路の動作、バッテリー劣化の有無の点検 ・各回路電圧・絶縁状態の点検 ・各ヒューズの取付状態、劣化の有無の点検 ・その他の機器の損傷の有無、端子の緩み、配線の点検 ・コネクタ接触部の点検	●
	巻上機電動機	・各機器の固定状態、防振ゴムの劣化、シーブ溝の摩耗状態、軸受けの給油状態、端子の緩みの確認 ・電磁ブレーキコアの状態、せりの有無、ライニングの当たりの点検、端子の緩み ・ブレーキクリアランス・ブレーキスリップ量の点検 ・ギアオイルの量、劣化、漏れの有無の点検 ・電動機の絶縁状態の点検	●
	そらせ車	・取付状態、溝の欠損、亀裂の有無	●
	その他	・端子ボックスの取付状態、端子の緩み、配線状態の点検 ・各配管の固定状態、錆、損傷、油漏れの点検 ・その他固定ボルトの緩み、配線状態、配管結合部の点検	●
昇降路・機械室	はかり装置	・はかり装置の固定状態、端子の緩み、動作の点検	●
	調速機	・調速機の固定状態、端子の緩み、配線状態の点検 ・調速機の動作速度、キャッチ動作の点検	●
かご関係	かご	・かご運転状態、加速・減速・着床位置・走行状態・異音の有無の点検	●
	かご操作盤	・かご操作盤の取付状態、損傷、変形の点検 ・押しボタンの破損の有無、せり、動作・ランプの点灯状態の点検	●
	意匠・照明	・かご室パネルの取付状態、損傷・変形・変色・腐食の有無、床材の摩耗・浮上りの有無の点検 ・かご照明器具の取付状態、球切れ、ちらつき、グローランプの劣化の有無、カバーの取付状態の点検	●
	外部連絡装置	・通話状態、ブザーの状態の点検	●
	かご上	・かご上損傷の有無、各安全スイッチの動作の点検	●
	かご上オペレーター	・オペレーター本体の取付状態 ・配線状態、端子の緩み、コネクタ接続部、各安全スイッチの動作の点検	●
	着床スイッチ	・着床スイッチの取付・配線状態、端子の緩みの点検 ・プレートとの隙間、位置関係の点検 ・動作位置、動作状態の点検	●
	非常止め装置	・非常止め装置の取付・動作状態、クサビとレールの隙間、連動部の変形・破損の点検	●
かご戸廻り	・かご戸の吊り状態、ドアレールの清掃・給油状態、ハンガーローラー摩耗・剥離の有無、エキセンローラーの調整状態、連動チェーンのテンション・摩耗の有無の点検 ・ドアマシンの固定状態の点検 ・戸位置スイッチの取付状態、端子の緩み、設定位置の点検 ・ゲートスイッチの取付状態、動作点設定状態、接点のフォローアップ、接点の荒損状態、端子の緩み、配線状態の点検	●	

箇所	機器名	点検内容	ホーム/小型
かご関係	かご戸廻り	<ul style="list-style-type: none"> ・戸閉連動機構の取付状態、曲がり・変形の有無の点検 ・かご戸と乗場戸の連動状態の点検 ・光電戸閉め防止装置の点検 ・スライドピースの取付状態、破損・変形の有無の点検 ・戸閉め警報ブザーの鳴動の点検 	●
	ガイドシュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドシューの取付・遊び・給油状態の点検 	●
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各部ボルトの緩みの点検 ・シーブの取付状態、シーブ溝の摩耗状態の点検 	●
昇降路	昇降路	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降路周壁のひび割れ、漏水の有無の点検 	●
	リミットスイッチ ファイナルリミットスイッチ	<ul style="list-style-type: none"> ・取付ブラケットの固定状態、関係寸法の点検 ・ピンの給油状態、ローラーのストローク、接点の荒損状態、端子の緩みの点検 	●
	ガイドレール	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドレールの損傷・ジョイント部段差・錆の有無、固定ボルトの緩み、レールクリップの緩みの点検 ・給油状態の点検 	●
	カウンターケース廻り	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターケースの組立ボルトの緩み、おもりの固定状態、錆・損傷の有無の点検 ・シーブの固定状態、シーブ溝の摩耗状態の点検 ・ガイドシューはかごガイドシューと同様の点検 	●
	主索・ガバナロープおよびその取付部	<ul style="list-style-type: none"> ・主索・ガバナロープの摩耗・素線切れ・給油状態・テンション・錆キックの有無の点検 ・ロープソケットの亀裂、錆の有無の点検 ・端末処理、ワイヤクリップ・ダブルナットの緩み、スプリングの劣化の点検 	●
	スイッチプレート	<ul style="list-style-type: none"> ・プレート及びブラケットの取付状態、曲り・変形の有無、関係寸法の点検 	●
	移動ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルの損傷の有無 ・ケーブルハンガーの取付状態の点検 	●
	乗場戸廻り	<ul style="list-style-type: none"> ・非常解錠装置の異常の有無 ・インターロックの固定状態、ロックローラーの劣化・亀裂の有無、関係寸法の点検 ・ドアスイッチの固定状態、接点の荒損状態、端子の緩み、スイッチカバーの損傷の有無の点検 ・戸のせり・曲り・変形の有無の点検 ・スライドピースはかご戸と同様の点検 ・ベルト・チェーンのテンション、ベルトの損傷・摩耗の有無、端子の緩み、絶縁状態の点検 ・カウンターウエイトの状態の点検 ・ハッチスイッチの取付・動作点設定・接点の荒損状態、接点のフォローアップ・端子の緩み、配線状態の点検 	●
	ピット	<ul style="list-style-type: none"> ・ピットの漏水の有無、清掃状態の点検 	●
	緩衝器	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝器の錆・損傷の有無、台の固定状態の点検 ・緩衝器と各当て板のクリアランスの点検 	●
張り車	<ul style="list-style-type: none"> ・張り車下のクリアランスの点検 	●	
乗場	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・戸・出入口・三法枠・敷居の損傷・変形の有無、変色・腐食の有無の点検 	●
	乗場操作盤	<ul style="list-style-type: none"> ・乗場操作盤の取付状態、損傷・変形の点検 ・押しボタンの変形の有無、せり、動作、ランプの点灯状態の点検 	●
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各銘板の取付状態、汚損の有無の点検 	●

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

別紙

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) (1)～(3)のほか、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2 見積書の提出先

下越森林管理署 総務グループ 総括事務管理官 (TEL0254-22-4146)

〒957-0052 新潟県新発田市大手町4丁目4番15号

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きしてください。

※見積書の宛名は「分任支出負担行為担当官 下越森林管理署長」としてください。

3 契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収又は契約書を作成します。(契約金額により省略する場合があります。)

4 その他

(1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができます。

(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成23年12月19日23関経第161号
関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積等)

第3条 見積人は、見積依頼書（口頭による見積依頼を含む。以下同じ。）、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 見積人は、見積書（様式第1号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あて提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- 六 見積時刻に遅れてした見積り
- 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 八 暴力団排除に関する誓約事項(様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあつては、見積り執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積りを行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法

律第91号) 第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。